

『初級障がい者スポーツ指導員養成講習会における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン』

宮崎県障がい者スポーツ協会

本協会では、初級障がい者スポーツ指導員養成講習会について、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が示した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に準じて、新型コロナウイルス感染症対策を以下のようにまとめました。



- 1 講習会実施に当たっては、次のように取り組みます。
 - (1) 職員は、講習会当日に体調を確認し、講習中はマスクを着用して対応します。
 - (2) 受講者には、当日の体調確認とチェックリストを提出いただき、講習中のマスク着用を依頼します。また、諸経費の徴収については、容器（受け皿）等を使用します。
 - (3) 講師には、当日の体調確認とチェックリストを提出いただき、講習に支障のない範囲でのマスク着用を依頼します。
 - (4) 各箇所に消毒用アルコールを設置し、会場の入退場時や講習中に適宜設定した休息・休憩時間に、手洗いやアルコール消毒を促します。
 - (5) 講習中に複数人の手が触れる箇所（マイク・ドアノブ・PC・実技用具等）は、職員が適宜アルコール消毒を行います。
 - (6) 会場内の換気のため、定期的に入出口や窓を開放します。
 - (7) 会場となる県福祉総合センターの使用制限に従い、他者との間隔をあけるため、定員数や座席配置等を考慮するとともに、館内の移動、使用できる場所の制限を設けます。
 - (8) 発表やグループワーク等は極力減らし、参加者同士の近距離での会話の場面を減らします。また、身体接触がある体験・実技等はできるだけ避け、口頭や動画を通じて説明するようにします。
 - (9) 講習中の体調不良時には、速やかに職員に報告いただくようお願いします。

- 2 講習実施日または実施後に、受講者、講師、職員等、講習会関係者に感染症の陽性者や濃厚接触者が発生した場合は、次のように対応します。
 - (1) 開催前の期間に感染状況が悪化するなど、開催の有無を検討する必要がある場合は、日本障がい者スポーツ協会や関係機関と協議した上で、対応を決定します。
 - (2) 開催期間中に判明した場合は、ただちに当日の講習を中止するとともに、保健所等の行政機関の指示に従い、対応します。その後の講習については、発生した日から15日以内に実施予定の講習は、すべて中止とします。
 - (3) 中止等については、電話またはFAX等にて連絡します。また、宮崎県障がい者スポーツ協会HPに掲載する場合は、開催前日の午後5時までに掲載します。
 - (4) 開催期間途中で中止した場合は、日本障がい者スポーツ協会や関係機関と協議し、その後の取扱いを決定します。決定後、改めて電話・FAX・本協会HP等で連絡します。
 - (5) 受講者及び講師には、講習開始前に提出いただく同意書の内容に則り、対応をお願いします。
 - (6) 受講者に係る情報管理を適正に行います。その他の事項については、保健所等の行政機関の指示に従い対応します。